

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月23日（月）

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○管理者の挨拶	6
○議案第 1 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	8
○議案第 2 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	8
○議案第 3 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について	8
○議案第 4 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について	8
○議案第 5 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	8
○議案第 6 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について	8
○議案第 7 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について	8
○議案第 8 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について	8
○議案第 9 号 令和 2 年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について	8
○議案第 10 号 令和元年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 2 号）	29
○議案第 11 号 令和元年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第	

	2号)	29
○議案第12号	大里広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例.....	33
○議案第13号	大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例等の一部を改正する条例.....	33
○議案第14号	大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を 改正する条例.....	33
○議案第15号	大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例.....	33
○議案第16号	大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に 関する条例.....	33
○議案第17号	大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例.....	33
○会議時間の延長	39
○議案第18号	大里広域市町村圏組合監査委員の選任について.....	44
○議案第19号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について.....	45
○議案第20号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について.....	45
○議案第21号	大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について.....	45
○一般質問	47
○閉会	49

大里広域市町村圏組合告示（乙）第10号

令和2年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年3月16日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- | | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和2年3月23日（月）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	山下	一男	議員	2番	影山	琢也	議員
3番	閑野	高広	議員	4番	守屋	淳	議員
5番	黒澤	三千夫	議員	6番	須永	宣延	議員
7番	大山	美智子	議員	8番	森	新一	議員
9番	大久保	照夫	議員	10番	田口	英夫	議員
11番	中矢	寿子	議員	12番	柴崎	重雄	議員
13番	武井	伸一	議員	15番	高田	博之	議員
16番	稲山	良文	議員	17番	田母神	節子	議員

不応招議員（1名）

14番 松本政義 議員

○会 期 3月23日

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者の挨拶

日程第4 (議案第 1号) 令和2年度大里広域市町村圏組合一般会計予算

(議案第 2号) 令和2年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 3号) 令和2年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 4号) 令和2年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 5号) 令和2年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算

(議案第 6号) 令和2年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

(議案第 7号) 令和2年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について

(議案第 8号) 令和2年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

(議案第 9号) 令和2年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

(上程～採決)

日程第5 (議案第10号) 令和元年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)

(議案第11号) 令和元年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(上程～採決)

日程第6 (議案第12号) 大里広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例

(議案第13号) 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(議案第14号) 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(議案第15号) 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例

(議案第16号) 大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関

する条例

(議案第17号) 大里広城市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例
(上程～採決)

日程第7 (議案第18号) 大里広城市町村圏組合監査委員の選任について
(上程～採決)

日程第8 (議案第19号) 大里広城市町村圏組合公平委員会委員の選任について
(議案第20号) 大里広城市町村圏組合公平委員会委員の選任について
(議案第21号) 大里広城市町村圏組合公平委員会委員の選任について
(上程～採決)

日程第9 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

1番	山下	一男	議員	2番	影山	琢也	議員
3番	閑野	高広	議員	4番	守屋	淳	議員
5番	黒澤	三千夫	議員	6番	須永	宣延	議員
7番	大山	美智子	議員	8番	森	新一	議員
9番	大久保	照夫	議員	10番	田口	英夫	議員
11番	中矢	寿子	議員	12番	柴崎	重雄	議員
13番	武井	伸一	議員	15番	高田	博之	議員
16番	稲山	良文	議員	17番	田母神	節子	議員

○欠席議員(1名)

14番 松本政義 議員

○説明のための出席者

管理者	富岡	清
副管理者	小島	進
副管理者	花輪	利一郎
事務局長	栗原	隆行

事務局 次長兼 総務課長	小	嶋	達	夫
介護保険 課長	鯨	井	英	明
業務課長 兼熊谷 衛生セン ター所長	本	堂		彰

○事務局職員出席者

副課長	大	谷	正	司
主査	田	辺	知	士
主査	渡	辺	哲	広
主査	長	谷川	卓	也

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○須永宣延議長 出席議員が定足数に達しましたので、令和2年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、松本政義議員であります。

△諸般の報告

○須永宣延議長 この際、報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって配付したとおりです。

なお、議案説明のため、管理者を初め関係者の出席を求めています。

開会前にお手元に配付いたしました書類は、1、本日の議事日程、1、一般質問発言通告書、以上2件であります。

△会議録署名議員の指名

○須永宣延議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。会議規則第64条の規定に基づき、指名いたします。

5番 黒 澤 三千夫 議員

7番 大 山 美智子 議員

以上の議員にお願いいたします。

△会期の決定

○須永宣延議長 次、日程第2、会期の決定。このことにつきましては、先ほど第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、御協議願いました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△管理者の挨拶

○須永宣延議長 次、日程第3、管理者の挨拶。

富岡管理者、お願いいたします。

○富岡 清管理者 皆さん、こんにちは。管理者、富岡清です。開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、令和2年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様には、年度末、御多用の中にもかかわらず御健勝にて御参会を賜り、令和2年度の当初予算を初め当面する諸案件につきまして御審議いただけますことは、広域行政の進展にとりまして誠に喜びにたえないところであります。

組合事業につきましては、順調に推移いたしておりますが、このことは議員皆様の御指導、構成市町の御理解と御協力によるものと深く感謝を申し上げますところであります。

それでは、組合事業の近況につきまして御報告を申し上げます。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、合計で約11万9,624トンの処理を行ったところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、84トン、0.1%の増加となっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までの大里広域クリーンセンターへの搬入量は8,351トンで、昨年同時期と比較いたしますと、143トン、1.7%の減少となっております。

次に、介護保険事業でございますが、2月末までの介護認定審査会の審査件数は1万3,191件で、昨年同時期と比較いたしますと230件の減少となっております。また、今年度は第7期介護保険事業計画の2年度目でございますが、現在計画に沿って順調に推移いたしております。今後とも、より効率的な運営に心がけてまいります。

続きまして、今定例会に提案いたします議案についての概要を申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第9号まででございますが、令和2年度の予算議案9件でございます。厳しい財政状況の中、歳出予算の抑制に努めながら組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要について申し上げます。

まず、一般会計でございますが、総額は39億7,147万1,000円で、前年度と比較いたしまして3億3,779万5,000円、9.3%の増となっております。

介護保険特別会計でございますが、総額が304億5,093万8,000円で、前年度と比較し9億7,506万5,000円、3.3%の増というふうになっております。増額の要因でございますが、高齢者人口の伸びによる保険給付費の増と地域支援事業の推進による事業費の増加でございます。

なお、一般会計、特別会計の総額は344億2,240万9,000円で、前年度と比較いたしまして13億1,286万円、4.0%の増というふうになっております。

財源につきましては、一般会計では構成市町からの負担金のほか、使用料及び手数料等を計上いたしております。特別会計では、やはり構成市町からの負担金を初めとし、保険料のほか国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を計上いたしました。

次に、議案第10号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）でございますが、繰越金の決算額の

確定に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

次に、議案第11号 令和元年度介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、保険給付費の給付額が当初の見込みより増えたため、同給付費を増額するとともに、平成30年度の保険給付費等が確定したことに伴いまして、市町へ負担金を返納等するものでございます。

次に、議案第12号から議案第17号までの一般議案は、職員の定数を改める改正が1件、会計年度任用職員の報酬、費用弁償等を定める条例の制定及び関係条例の一部改正2件、ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を設置する条例の制定及び同委員会の委員報酬の範囲等に関する一部改正2件、介護保険料の軽減を行う一部改正1件の計6件でございます。

最後に、議案第18号は監査委員の選任、議案第19号から第21号までは公平委員会委員の選任に係る人事案件でございます。

詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げますので、議員皆様方には何とぞ慎重御審議の上、御可決を賜りますようお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○須永宣延議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

-
- △議案第 1号 令和2年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
 - 議案第 2号 令和2年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第 3号 令和2年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第 4号 令和2年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第 5号 令和2年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
 - 議案第 6号 令和2年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
 - 議案第 7号 令和2年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について
 - 議案第 8号 令和2年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について
 - 議案第 9号 令和2年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について

○須永宣延議長 次、日程第4、議案第1号 令和2年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第9号 令和2年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金についてまで、以

上9件を一括議題といたします。

9件について提案者の説明を求めます。

○栗原事務局長 ただいま議題となりました議案第1号から第9号までについて、順次御説明申し上げます。

初めに、一般会計予算について御説明いたしますので、資料ナンバー1、一般会計予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。議案第1号 令和2年度大里広域市町村圏組合一般会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を39億7,147万1,000円と定め、第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、2ページ及び3ページのとおりでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。その内容ですが、4ページをお願いいたします。ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託について、委託期間が令和2年度及び令和3年度の2年度にわたりますことから、令和3年度分の債務負担行為を設定するものでございます。

5ページをお願いいたします。総括の歳入でございますが、前年度との比較では、3款財産収入は減額、4款繰越金は同額、そのほかは増額となっております。

6ページに参りまして、歳出でございますが、3款衛生費は増額、5款予備費が同額、そのほかは減額となっております。

歳入歳出それぞれの合計では、前年度と比較し、3億3,779万5,000円、9.3%の増となっております。

次に、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。初めに歳出から申し上げますので、12ページをお願いいたします。1款議会費は、組合議会の運営経費でございます。1項1目議会費、事業名、議会運営経費は、議員報酬や視察旅費、会議録作成等の経費でございます。

13ページに参りまして、2款総務費は組合の運営経費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、正副管理者並びに事務局長を含む総務課の常勤職員及び会計年度任用職員8人分の給与、報酬等でございます。なお、会計年度任用職員につきましては、議案第16号で後ほど御説明をいたします。

14ページに参りまして、事業名、事務局費は、組合事務局の経費でございます。

15ページに参りまして、中ほどの13節使用料及び賃借料、説明欄下から2番目、情報機器借上料は、財務会計システム機器の借上料等でございます。

16ページに参りまして、2項公平委員会費、また次の17ページ、3項監査委員費は、それぞれ委員報酬等の経費でございます。

18ページに参りまして、3款衛生費は、ごみ処理事業の経費でございます。1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、人件費は、ごみ処理事業を担当する常勤の職員及び会計年度任用職員21人分の給与、報酬等でございます。

19ページに参りまして、事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な運営経費でございま

す。

10節需用費、説明欄上から3番目、施設補修費は、可燃物処理施設の機械設備等の補修や修繕に要する経費で、小規模な工事を行う経費でございます。

12節委託料、計画策定委託料は、基幹改良工事に係る地域計画の事後評価策定業務の委託料でございます。

20ページに参りまして、14節工事請負費は、可燃物処理施設の主要機器などの改良や更新を行う経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金の説明欄の3つ目、交付金は、可燃物処理施設が立地する2市に対し、事業系のごみ処理手数料から6億円を上限といたしまして交付するものでございます。

その下、24節積立金は、ごみ処理施設整備基金への積立金でございます。

次の事業名、次期処理施設建設準備事業は、基幹改良工事による延命期間後の施設整備を進めるため建設準備課を新たに設置し、その業務遂行のための経費でございます。

12節委託料、計画策定委託料は、ごみ処理施設整備基本構想等策定業務の委託料でございます。

21ページに参りまして、2目熊谷衛生センター費、事業名、管理運営経費、10節需用費、説明欄上から3番目の光熱水費及びその下の燃料費は、施設の運転に必要な電気、水道の料金や燃料の購入費でございます。

需用費の説明欄下から2番目、施設その他修繕料は、緊急を要する施設修繕や機器、機械部品の交換修理等の経費でございます。

その下の薬剤等購入費は、排ガスに含まれる有害物質の中和、分解、除去に使用する薬剤等の購入費でございます。

12節委託料の説明欄、委託料は、焼却灰及びばいじんの資源化再生利用業務、環境分析業務等の委託費等でございます。

その下の管理運営委託料は、同センターの運転管理業務の経費でございます。

その下の保守委託料は、施設の機械設備等の保守点検の委託料でございます。

22ページに参りまして、26節公課費、汚染負荷量賦課金は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ばい煙発生施設を設置する事業者に対して課される賦課金で、硫黄酸化物の排出量に応じて算定されるものでございます。

その下の3目深谷清掃センター費、23ページに参りまして、4目江南清掃センター費でございますが、それぞれ施設規模に違いはございますが、支出内容は先ほどの熊谷衛生センターと同様でございます。

24ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございますが、事業名、管理運営経費、10節需用費、説明欄上から4番目、施設補修費は、破碎機のハンマー交換やローターディスク等の補修のほか、緊急修繕に要する費用でございます。

その下、光熱水費は、施設の運転に必要な電気、水道料金でございます。

25ページに参りまして、12節委託料の説明欄、委託料は、中間処理により発生した不燃残渣等の処理委託料でございます。

その下、管理運営委託料は、同センターの運転管理業務及び有価物回収業務の委託料でございます。

14節工事請負費は、コンベアの更新や分別装置整備工事を行う経費でございます。

27ページに参りまして、4款1項公債費は、長寿命化施設整備事業に伴い、借り入れた組合債の元金及び利子の償還金でございます。

28ページに参りまして、5款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前にお戻りをいただき、7ページを御覧いただきたいと存じます。1款分担金及び負担金、1項負担金は、市町負担金でございます。

1目1節事務費負担金は、組合の運営経費に対する負担金でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の説明欄上から、可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南の可燃物処理3施設4工場の管理運営費に対する負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、長寿命化施設整備事業費負担金は、組合債等償還経費に対する負担金でございます。これら負担金につきましては、後ほど御説明をいたします。

8ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料は、可燃物処理施設におけるごみ処理手数料でございます。

9ページに参りまして、3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金の運用益でございます。

10ページに参りまして、4款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金でございます。

11ページに参りまして、5款諸収入、1項1目1節雑入の説明欄、物品売払収入は、鉄、アルミ、ペットボトル等の資源物の売払い収入でございます。

なお、29ページから36ページまでは給与費明細書、37ページは債務負担行為に関する調書、38ページは地方債に関する調書でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。組合規約第15条第2項の規定による市町別負担金について御説明いたします。事務費の市町別負担金でございますが、負担割合は、均等割が10%、人口割が90%で、人口割は平成31年4月1日を基準日とする総人口によります。

これにより算定される負担金額は、熊谷市4,296万2,528円、深谷市3,203万239円、寄居町965万5,233円、計8,464万8,000円でございます。

議案第1号は、以上でございます。

40ページをお願いいたします。議案第2号 令和2年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管

理運営費の市町別負担金について御説明いたします。41ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、人口割は平成31年4月1日を基準日とする総人口、搬入量は可燃ごみの平成30年度の実績によります。

これにより算定される負担金額は、熊谷市13億89万96円、深谷市9億4,270万8,448円、寄居町2億6,414万9,456円、計25億774万8,000円でございます。

議案第2号は、以上でございます。

42ページをお願いいたします。議案第3号 令和2年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について御説明いたします。43ページに参りまして、表を御覧いただきたいと存じます。負担割合は先ほどと同じですが、搬入割が不燃ごみの搬入量となります。

これにより算定される負担金額は、熊谷市2億929万1,392円、深谷市1億6,911万6,618円、寄居町4,793万9,990円、計4億2,634万8,000円でございます。

議案第3号は、以上でございます。

44ページをお願いいたします。議案第4号 令和2年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について御説明いたします。45ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。

これにより算定される負担金額は、熊谷市7,461万1,065円、深谷市5,231万708円、寄居町1,506万6,227円、計1億4,198万8,000円でございます。

議案第4号は、以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計について御説明いたしますので、資料ナンバー2、介護保険特別会計予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。議案第5号 令和2年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を304億5,093万8,000円と定め、第2項の「第1表 歳入歳出予算」は2ページから5ページのとおりでございます。

第2条、歳出予算の流用は、保険給付費につきまして同一款内における各項間の流用ができることを定めるものでございます。

6ページに参りまして、総括の歳入でございますが、前年度との比較では、1款保険料及び6款財産収入は減額、8款繰越金が同額、そのほかは増額となっております。

7ページに参りまして、歳出でございますが、4款基金積立金が減額、6款予備費が同額、そのほかは増額となっております。

歳入歳出それぞれの合計では、前年度と比較し9億7,506万5,000円、3.3%の増で、基本的に第7期介護保険事業計画の財政フレームに沿った形で編成を行ったところでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。歳出から申し上げますので、20ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険課の常勤職員及び会計年度任用職員51人分の給与等を見込んでおります。

21ページに参りまして、事業名、介護保険業務経費は、業務の運営に係る経常的な経費でございます。

11節役務費の説明欄、郵便料は、被保険者証や支給決定等の通知のほか、第8期事業計画策定へ向けたアンケートを実施するための経費でございます。

その下、情報通信費は、電話通話料及び介護保険システム等の回線使用料でございます。

12節委託料の説明欄、委託料は、第8期事業計画の策定、深谷市新庁舎へのシステム機器移設作業等の委託経費でございます。

その下のプログラム作成委託料は、制度改正やコンビニ収納導入に伴う介護保険システム改修の業務委託料で、次の保守委託料は、同システムの保守委託料でございます。

22ページに参りまして、13節使用料及び賃借料の説明欄、使用料は、介護保険システムのソフトウェア使用料で、2つ飛んで情報機器借上料は、介護保険電算システムの借上料でございます。

23ページに参りまして、2項徴収費、1目賦課徴収費及び2目滞納処分費は、介護保険料の賦課徴収等の経費でございます。事業名、賦課徴収経費の12節委託料は、納付書の打ち出し、製本、封入等の作業のほか、保険料コンビニ収納に係る初期導入作業の委託経費でございます。

次の事業名、滞納処分経費の12節委託料は、保険料の電話催告業務の委託料でございます。

24ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費の1節報酬、委員等報酬は、認定審査会委員140人の報酬、11節役務費は、認定結果通知等の郵便料でございます。

次に、2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費、25ページに参りまして、11節役務費の説明欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料、12節委託料、説明欄の調査委託料は、更新申請の認定調査を居宅介護支援事業所等の介護支援専門員に、また遠隔地における認定調査を市町村事務受託法人に委託するための経費でございます。

26ページに参りまして、4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及啓発パンフレット等の印刷費でございます。

27ページに参りまして、5項1目運営協議会費は、介護保険運営協議会の経費でございます。

28ページに参りまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付事業の説明欄、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費でございます。

その下、福祉用具購入費は、腰かけ便座、入浴補助用具等の購入に係る給付費、その下の住宅改修費は、手すりの取付け、段差の解消等の住宅改修に係る給付費でございます。

その下、サービス計画費は、ケアプラン作成に係る給付費でございます。

次に、2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護、グループホームなど、地域密着型サービスに係る給付費でございます。

次に、3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設サービスに係る給付費でございます。

29ページに参りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目介護予防サービス給付費、事業名、介護予防サービス給付事業の説明欄、サービス給付費は、居宅における介護予防サービスに係る給付費でございます。

2つ飛びまして、サービス計画費は、介護予防ケアプランの作成費でございます。

次の2目地域密着型介護予防サービス給付費は、地域密着型介護予防サービス事業所における要支援の方が受けたサービスに係る給付費でございます。

30ページに参りまして、3項1目審査支払手数料は、保険給付に係る審査及び支払い事務を行う埼玉県国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料でございます。

31ページに参りまして、4項高額介護サービス等費は、介護サービス利用者の自己負担額が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として支給し、負担軽減を図るものでございます。

32ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯における医療費、介護サービス費の自己負担分の合算額が一定の上限額を超えた場合に、医療、介護それぞれから、その超えた分を還付し、負担軽減を図るものでございます。

33ページに参りまして、6項特定入所者介護サービス等費は、低所得の要介護者が施設サービス等を利用した際の居住費、食費について負担軽減を図るものでございます。

34ページに参りまして、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業の経費でございます。

1目介護予防・生活支援サービス事業費、事業名、介護予防・生活支援サービス事業の12節委託料は、訪問型の短期集中予防サービス事業の実施に係る委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金のサービス事業費負担金は、訪問型サービス、通所型サービスの実施に係る経費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、事業名、介護予防ケアマネジメント事業は、要支援者等に対し、サービス等が適切に提供できるよう、ケアプランの作成等を行う事業でございます。

3目審査支払手数料、事業名、審査支払手数料納付事業は、保険給付費と同様に、サービス事業者の審査及び支払いに関する事務を行う埼玉県国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料でございます。

4目一般介護予防事業費、事業名、一般介護予防事業は、65歳以上の第1号被保険者を対象に、介護予防教室等を実施するもので、介護予防に関する知識の普及啓発を行うために必要な経費を計上したものでございます。

36ページに参りまして、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、事業名、包括的支援事業は、地域包括支援センター16か所の運営及び地域ケア会議の充実に要する経費でございます。

13節使用料及び賃借料の情報機器借上料は、地域包括支援センター電算システムの借上料でございます。

2目任意事業費、事業名、任意事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、被保険者、介護者等に対し必要な支援を行うものでございます。

37ページに参りまして、12節委託料は、給食を調理し、安否を確認しながら配達する配食サービス事業や、徘徊高齢者探索サービス等の委託経費でございます。

次の3目在宅医療・介護連携推進事業費、事業名、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深める事業でございます。

12節委託料は、医師会等に在宅医療介護連携拠点の運営を委託するための委託料でございます。

次の4目生活支援体制整備事業費、事業名、生活支援体制整備事業は、在宅生活において支援を要する高齢者に対し、多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりを行うため、担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行う事業でございます。

12節委託料は、生活支援コーディネーターの配置を社会福祉協議会等に委託するための経費でございます。

次の5目認知症総合支援事業費、事業名、認知症総合支援事業は、38ページにわたりますが、保健医療、福祉の専門チームにより、早期診断、早期対応する認知症初期集中支援推進事業で、認知症地域支援推進員の配置等を行うものでございます。これらの事業は、事業の企画や実施は構成市町で行い、事業に係る予算は本特別会計において確保し、執行するものでございます。

39ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金は、科目を設置するものでございます。

40ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、被保険者の死亡、転出等により過誤納となりました過年度分保険料の還付金でございます。

41ページに参りまして、6款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

続きまして、歳入につきまして申し上げますので、前に戻りまして、8ページをお願いいたします。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年賦課分は、令和2年度分として賦課し、納付いただく保険料で、第1号被保険者10万7,969人分の見込額でございます。

9ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項負担金は、市町負担金で、1目介護保険負担金は、保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は、人件費、業務経費等に対する負担金、

3目地域支援事業負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・生活支援サービス事業費に対する負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、包括事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の各事業費に対する負担金、5目低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料軽減分に対する負担金でございます。これら負担金につきましては、後ほど御説明いたします。

10ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する国の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が20%、施設等給付費が15%でございます。

2項国庫補助金、1目1節調整交付金は、保険者の財政力格差の調整を図る交付金で、給付費の総額の2.66%の負担割合を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で、負担割合は、一律に交付されるものが20%、調整交付金が3.01%を見込んでおります。

11ページに参りまして、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業に係る交付金で、負担割合は38.5%でございます。

12ページに参りまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付費に係る第2号被保険者の保険料に相当する額として、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金も同様に介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、交付割合はいずれも事業費の27%でございます。

13ページに参りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する県の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金で、負担割合は12.5%でございます。

14ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業に係る交付金で、負担割合は19.25%でございます。

15ページに参りまして、6款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子に対する科目設置でございます。

16ページに参りまして、7款繰入金、1項基金繰入金、1目1節介護保険給付費準備基金繰入金は、第1号被保険者保険料の不足額について準備基金から繰り入れるものでございます。

17ページに参りまして、8款1項1目1節繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

18ページに参りまして、9款諸収入は、19ページにわたりますが、それぞれの収入に対する科目

設置等でございます。

なお、42ページから49ページまでは、給与費明細書でございます。

議案第5号は、以上でございます。

続きまして、組合同約第15条第2項の規定による市町別負担金について御説明いたしますので、50ページをお願いいたします。議案第6号 令和2年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について御説明いたします。

51ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護給付費見込額の12.5%でございます。具体的には、介護給付費見込額の合計に平成30年度の介護給付費決算額における市町ごとの構成比を乗じて、それぞれの給付見込額とし、それに12.5%を乗じます。

これにより算定される市町別負担金額は、熊谷市18億5,105万1,568円、深谷市13億2,070万4,548円、寄居町3億9,001万3,884円、計35億6,177万円でございます。

議案第6号は、以上でございます。

次に、52ページに参りまして、議案第7号 令和2年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について御説明いたします。

53ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%で、基準日は平成31年4月1日でございます。

これにより算出される負担金額は、熊谷市2億7,793万7,823円、深谷市2億641万7,695円、寄居町6,520万7,482円、計5億4,956万3,000円でございます。

議案第7号は、以上でございます。

次に、54ページに参りまして、議案第8号 令和2年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について御説明いたします。

55ページに参りまして、表を御覧ください。負担割合は、介護予防・生活支援サービス事業が事業費見込額の12.5%、包括・任意事業が事業費見込額の19.25%でございます。具体的には、事業費見込額の合計に平成31年4月1日を基準日とする市町ごとの高齢者人口の構成比を乗じて、それぞれの事業費見込額とし、それに負担割合を乗じます。

これにより算出される負担金額は、熊谷市1億556万7,915円、深谷市7,615万3,197円、寄居町2,016万8,888円、計2億189万円でございます。

議案第8号は、以上でございます。

次に、56ページに参りまして、議案第9号 令和2年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について御説明いたします。

57ページに参りまして、表を御覧ください。保険料軽減額は、所得段階の第1段階が1人当たり1万3,200円、第2段階が1万6,500円、第3段階が3,300円で、これに第7期事業計画における市町ごと、所得段階ごとの見込数を乗じた金額が負担金となります。

これにより算出される負担金額は、熊谷市 1 億9,562万3,500円、深谷市 1 億2,956万7,900円、寄居町3,917万7,600円、計 3 億6,436万9,000円でございます。

議案第 9 号は、以上でございます。

以上で議案第 1 号から議案第 9 号までの説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより 9 件に対する質疑に入ります。

○7 番大山美智子議員 お願いします。資料ナンバー 1 のページ 7 ですが、一般会計です。歳入の第 1 款、第 1 項負担金で衛生費負担金は前年度比で 3 億円以上増えています。先ほどのようなごみの説明でも、片方では 84 トン増えて、片方では 143 トン減ったという御説明があったと思うのですが、そういったごみの量も含めて、また整備費との関係だと思っております。この要因について伺いたします。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの大山議員さんの衛生費負担金が増額になる要因に関する質疑にお答えいたします。

衛生費負担金が令和元年度と比較いたしまして約 3 億1,000 万、11.24%増えております。その要因でございますが、まず大里広域クリーンセンターも含めた各可燃及び不燃処理施設の管理運営経費のうち、委託料が約 2 億3,100 万円増額しております。特に 3 年で契約してございます各施設の運転管理業務委託につきまして、本年度更新時期を迎え、指名競争入札を実施、新たに令和 2 年度から 4 年度の契約締結を行いました。その結果、約 1 億7,000 万円弱増額になっております。

そのほか委託料といたしましては、ごみの搬入量が増えることが予想されておまして、焼却灰、ばいじんの再資源化へ向けた焼却灰資源化再生利用業務委託などの委託料や、公害防止用の測定機器や排ガス分析装置などの機器の保守点検にかかる保守委託料が増額となっております。

また、管理運営経費以外としては、会計年度任用職員制度への移行及び建設準備課設置に伴った人件費の増で約 4,200 万円、さらに次期処理施設建設準備事業で約 1,500 万円増額となっております。

以上でございます。

○7 番大山美智子議員 次ですが、同じ資料ナンバー 1 のページ 18 ですが、第 13 号の分限に関する条例でもあるのですが、会計年度嘱託職員報酬と会計年度補助職員の予算ですが、それぞれ組まれています。先ほど 21 人という御説明があったのですが、それぞれの人数についてと、また嘱託職員というのと補助職員の仕事内容の違いなどについて伺いたします。

○小嶋事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

資料ナンバー 1 の 18 ページですが、こちらの報酬につきましては、会計年度嘱託職員、業務課 1 名、大里クリーンセンター 1 名、2 人分の予算となっております。

その下、会計年度補助職員の報酬につきましては、大里クリーンセンター2人分の予算となっております。

こちら職、仕事の内容ですけれども、会計年度嘱託職員につきましては一般事務の職員で、嘱託職員につきましては職務の内容はパソコンによる入力業務、その他一般行政事務となっております。

一方、補助職員につきましては、あくまで職員の補助業務ということで、例を挙げますと、通知等の封入れ作業や資料の印刷製本等の業務が考えられております。

先ほど申しました21名分の給料につきましては、常勤職員と、会計年度任用職員の合計となっております。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 分かりました。合計で21人ということですね。分かりました。

次ですけれども、議案第5号をお願いします。平成31年4月1日現在の高齢者人口は3市町合わせて10万7,644人になっています。そのうち、平成31年4月1日と、また今年最新の介護保険のサービスの利用者の人数についてお願いします。

○鯨井介護保険課長 お答えします。

複数のサービスを重複して利用する方がいらっしゃいますので、認定を受けている方の人数で申し上げますと、平成31年4月1日が1万8,070人、令和2年2月1日現在が1万8,366人でございます。

以上です。

○7番大山美智子議員 分かりました。やはり増えているということになります。

それから、次ですけれども、資料ナンバー2の7ページです。歳出の地域支援事業費ですけれども、前年度比で8,786万8,000円増えて13億8,931万円とありますけれども、介護保険の利用者が増えたことで、予防や生活支援に力を入れている状況があると思います。このために、ますます地域包括支援センターの役割は重要となってくるのではないかと思います。地域包括支援センターの最低限度の職員確保が必要ですが、なかなか職員の確保が難しいということも聞いています。そこでですけれども、地域包括支援センターの最低限度の職員は、保健師や介護士など、まず何人必要か。それと、それらの職員の確保というのはそれぞれのセンターでできているのかどうか。また、足りないときは、その確保に向けてどう取り組んでいるのかお願いいたします。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

地域包括支援センターの職員につきましては、保健師あるいは経験のある看護師、また主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種がそれぞれ1人ずつ必要となります。現在16の地域包括支援センターがございますが、全てにおいて3職種の確保ができています。

確保の取組につきましては、地域包括支援センターの運営法人の募集において職員の確保ができ

る法人に応募いただいております関係で、現在は確保できている状況でございます。

以上です。

- 7番大山美智子議員 分かりました。足りないのかなと思っていましたので、足りているということですので、ぜひ引き続きそのようにお願いいたします。やっぱり保健師さんというのはとても大事な役割かなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次ですけれども、資料ナンバー2ですけれども、34ページの介護予防・生活支援サービス事業費の委託料が1,182万8,000円となっています。先ほど、地域の施設に委託ということで少し御説明があったのですけれども、その内訳。

そしてもう一つ、すみません、同じ34ページですけれども、一般介護予防事業費のこの委託料ですけれども、1,741万2,000円のそれぞれの内訳についてお願いします。

- 鯨井介護保険課長 お答えいたします。

介護予防・生活支援サービス事業の委託料の内訳ですが、運動、口腔、栄養の短期集中訪問型サービスを理学療法士会、歯科衛生士会、栄養士会に委託する費用で、熊谷市が490万6,000円、深谷市が530万9,000円、寄居町が161万3,000円でございます。

次に、一般介護予防事業の委託料の内訳でございますが、予防教室、講座開催法人等への委託料で、熊谷市が647万5,000円、深谷市が654万円、寄居町が439万7,000円でございます。

以上です。

- 7番大山美智子議員 ありがとうございます。

次ですけれども、やはり資料ナンバー2のページ36です。包括的支援事業、委託料、これも委託料ですけれども、2億5,600万円です。この内訳。先ほど16か所というお話があったと思うのですけれども、その辺の内訳をお願いします。

それから、37ページですけれども、任意事業費、委託料、配食サービスに関わるということできつき御説明があったかなと思うのですが、それが3,627万7,000円になってはいますが、その内訳についてお願いします。

- 鯨井介護保険課長 お答えいたします。

包括的支援事業の委託料の内訳でございますが、全額が地域包括支援センターの設置委託料で、1包括支援センター当たり1,600万円を見込んでおります。包括支援センターは熊谷地域に8、深谷地域に6、寄居地域に2つの、全体で16か所になります。

続きまして、任意事業の委託料の内訳ですが、65歳以上の高齢者のみの世帯の安否確認等を行うための配食サービスと徘徊高齢者探索サービス等で、配食サービスでは熊谷市が1,066万円、深谷市が2,213万7,000円、寄居町が283万6,000円、徘徊高齢者探索サービスにつきましては熊谷市30万7,000円、深谷市6万6,000円、寄居町4万円、これに加えてまして家族介護教室といたしまして熊谷市12万1,000円、深谷市11万円を見込んでおります。

以上でございます。

- 7番大山美智子議員 次ですけれども、同じ資料ナンバーのページ37です。在宅医療・介護連携推進事業、委託料ですけれども、先ほど医師会等に委託をしているという御説明があったのですけれども、1,573万6,000円の内訳についてもう一度お願いいたします。

それから、同じく37ページですけれども、生活支援体制整備事業ということで、この委託料ですけれども、4,534万4,000円ということで、先ほどの在宅支援の担い手を発掘したりするためにコーディネーターなどに委託をしているということで御説明があったのですけれども、もう少し詳しくお願いいたします。

- 鯨井介護保険課長 お答えいたします。

在宅医療・介護連携推進事業の委託料の内訳ですが、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための連携拠点を設置するための委託料で、熊谷市767万7,000円、深谷市564万1,300円、寄居町241万7,700円です。

続きまして、生活支援体制整備事業の委託料の内訳ですが、地域で生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを果たす第1層のコーディネーターを各市町に1人と、その下の日常生活圏域に第2層のコーディネーターを配置する委託料で、熊谷市2,261万6,000円、深谷市1,762万円、寄居町510万8,000円です。

以上でございます。

- 7番大山美智子議員 コーディネーターの方に委託をするということでしたけれども、コーディネーターの資格みたいなものってありますか。

- 鯨井介護保険課長 お答えいたします。

特に資格は要件として設けていません。

以上です。

- 7番大山美智子議員 大山です。続いてですけれども、資料ナンバー2のページ38ですけれども、認知症総合支援事業の、これも委託料の内訳でお願いしたいのですけれども、2,049万3,000円の内訳。先ほど早期診断が必要なのということで簡単に御説明があったのですけれども、その辺お願いいたします。

- 鯨井介護保険課長 お答えいたします。

認知症総合支援事業の委託料の内訳ですが、認知症の早期における症状の悪化を防止するため、保健医療及び福祉に関する専門的な知識を有する認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置に係る委託料で、熊谷市が1,229万9,000円、深谷市が672万円、寄居町が147万4,000円でございます。

以上です。

- 7番大山美智子議員 もう一点お願いします。

資料ナンバー2のページ8のところに滞納繰越のことが書いてあります。1,505万8,000円とあるのですが、この保険料の対象者の人数について、また滞納者に対してどのように対応しているのかお願いいたします。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

保険料滞納者の人数につきましては、令和2年3月23日現在4,342人です。また、滞納者に対しましては、世帯の経済状況が厳しい被保険者に対しましては、納付相談の実施や分納誓約書による納付の促進をしております。また、滞納対策といたしまして、督促状や催告書の発送、電話催告や臨宅徴収、預貯金調査、差押え等を行っております。

以上です。

○7番大山美智子議員 差押えを行っているということでしたけれども、その件数をお願いします。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

本年度、令和元年度において1件差押えを行っております。

以上です。

○7番大山美智子議員 了解です。

○11番中矢寿子議員 それでは、ナンバー1について、その中で19ページから25ページまでの間に委託料というのがあります。この委託料は、説明のところに、委託料、管理運営委託料、保守委託料、警備委託料、清掃委託料というふうに一々分かれているわけなのですが、この委託先というのが全て同じ業者になるのか、それとも違う業者になるのか。最初にある委託料というのは、ほかの下にある4種類の委託料に入らない委託料なのかということで、先ほど多少委託料について説明をしていただいたのですが、教えていただければありがたいと思います。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの中矢議員さんの委託料に関する質疑についてお答えいたします。

12節委託料のうち、細節01委託料は、焼却灰やばいじんを資源化する焼却灰資源化再生利用業務委託や、ダイオキシン類やばい煙などの環境分析の委託料でございます。令和元年度は焼却灰資源化再生利用業務委託は太平洋セメントに、環境分析は指名競争入札により、それぞれダイオキシン類、ばいじんなど種別ごとに民間会社へ委託しております。

細節22管理運営委託料は、各施設の運転管理業務委託でございます。11月、本組合議会で債務負担行為を御承認いただき、それぞれ施設ごとに指名競争入札を行い、これは3年契約で本年度末が切り替え時期になりますことから、令和2年度から4年度の契約を締結したところでございます。

細節25、保守委託料は、公害防止用の装置や排ガス分析装置、空気圧縮機など機械設備等の保守点検の委託料となります。他業者では故障時などの保証ができないことから、それぞれの点検部分ごとに機器を入れた業者に委託しております。

細節26、警備委託料は、民間警備会社へのセキュリティーに係る建物の警備料です。

細節27、清掃委託料は、浄化槽清掃などの委託料となります。委託の性質上、同じ事業者に委託せざるを得ない場合もございますが、可能な限り入札を行い、公平な競争により委託をしてございます。

以上でございます。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。

次に、同じ19ページになるのですが、管理運営費の中で計画策定委託料というふうにあります。この160万円について、その委託先は今後どのように決めるものなのか教えてください。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの中矢議員さんの計画策定委託料についての質疑にお答えいたします。

平成25年度から行われました基幹改良工事において国からの補助金を受領して進めてまいりましたが、申請要件の1つとして循環型社会形成推進地域計画を作成することが決められておりました。本組合では同計画を平成24年に策定し、令和元年度で計画期間が終了することとなっております。今回その事後評価を埼玉県に6月末までに報告する必要がございますことから、委託料を計上しております。期限が6月末でございますので、新年度に入りましたら早急に指名競争入札を実施し、進めたいと考えております。

以上でございます。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。

では、次、続きまして20ページです。次期処理施設建設準備事業の中で計画策定委託料ということで1,400万円あります。この委託先についても、いつ頃、どのように決めるのか教えてください。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの中矢議員さんの次期処理施設建設事業の中での委託料に関わる質疑についてお答えいたします。

次期処理施設の基本構想を策定する委託でございます。委託先は、専門的な知識を有するコンサルタントに委託したいと考えております。7月頃までに指名競争入札などにより委託業者を選定し、進めたいと考えております。

以上でございます。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。

引き続きまして、ナンバー2の資料のほうに行きます。これは全体的に、議案2、3、4、それから6、7に係るものなのですが、負担金ということについてちょっとお聞きしたいのですが、全ての負担金を簡単に総人口の数で割ったときに、どうしても寄居町の割高がすごく目立ちまして、この負担金についてはずっとこのままの負担割合でいくのかどうなのか、その辺の今後の見直し、見直し等があるかどうかを教えてください。

○小嶋事務局次長兼総務課長 組合の市町別負担金につきましてお答えをいたします。

不燃物処理施設の負担金につきましては、平成2年度から現在の負担割合に、また可燃物の処理

施設の負担金につきましては、平成18年度から現在の負担割合にそれぞれ見直しが図られまして、それ以降は構成市町から変更の意向は示されておりません。中矢議員御質問の負担金の見直しにつきましては、構成市町から見直しの意向が示された場合、組合構成市町間で調整を図っていくこととなります。

以上でございます。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。

引き続きまして、先ほどの負担金に関しては了解いたしました。ただ、深谷市は比較的真ん中辺なのでいいとは思いますが、やはり寄居が結構、高いところでは1人当たり1,000円ぐらい違ってあるものもあったりとか、そんなに搬入量が変わっていないのに料金が違っていたりとかするものですから、ちょっと大変かなという感じがしましたので、今後そんな計算をしていってもいいのではないかなというふうにちょっと思いました。すみません。

続きまして、ナンバー2のページ28、29についてなのですが、この中でそれぞれ住宅改修費というのがあります。居宅介護サービスのもので、それからもう一方の分で、それぞれの2種類が住宅改修ですか、それが受ける対象者が違うというのはわかるのですが、この受けた改修の内容等も違っているのかどうなのか。それから、それぞれの件数がもし分かりましたら教えてください。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

要介護の方につきましては、居宅介護サービス給付事業から支出はしております。こちらにつきましては、平成30年度決算におきまして759件の申請がございました。

次に、要支援の方につきましては、その下にあります介護予防サービス給付事業から支出をしております。件数につきましては、平成30年度決算において333件の申請がございました。

内容につきましては、どちらのサービスも同じ内容、手すりや段差の解消等の住宅改修を行っております。

以上です。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。

最後の質問ですが、こちらのほうではちょっとすぐに何ページとかそういうのはなかったのですが、成年後見制度というものが今あると思うのですが、そちらのサービスを使われていることというのがもし分かりましたら、どちらのほうに、この予算書の中に入っているものなのか。それで、昨年度あたりはどのくらいの件数の方が利用されているのか、分かりましたら教えていただきたいと思っております。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

場所につきましては、介護保険の予算書の資料ナンバー2、こちらの37ページ、一番右側の説明欄、上から2番目、扶助費から支出をしております。

内容につきましては、成年後見制度利用支援事業は、成年後見人等への助成を行うことによりま

して、判断能力が十分でない高齢者の福祉の増進を図ることを目的としており、令和2年度予算につきましては熊谷市488万3,000円、深谷市191万1,000円、寄居町148万2,000円、合計で827万6,000円でございます。活用事例では、過去3年間の成年後見人等への助成した件数と助成金額を構成市町別に申し上げますと、平成29年度、熊谷市2件、43万8,000円、深谷市1件、28万5,000円、寄居町1件、24万円、合計で4件、96万3,000円、平成30年度は熊谷市2件、45万6,000円、深谷市3件、85万円、寄居町2件、48万円、合計で7件、178万6,000円、令和元年度は3月11日までで熊谷市2件、46万8,000円、深谷市8件、188万5,000円、寄居町3件、74万円、合計で13件、309万3,000円となっております。

以上です。

○須永宣延議長 ほかに。

○17番田母神節子議員 2点ほどお尋ねします。

ナンバー2の23ページ、先ほど滞納繰越で4,342人いるというお話があったと思うのですが、階層、第1、第2、第3で階層別で分かったら。滞納繰越分の状況について1点。

もう一点についてはナンバー2の24ページ、認定調査業務経費、マイナス4,764万5,000円、介護保険の認定を受ける人数は増加傾向にあるのではないかと思うのですが、かなりの額のマイナスになっているということは、認定ではなくて予防のほうに回すような中身と併せてこれが出てきているのかなと思うのですが、その事業内容についてお願いします。

○須永宣延議長 暫時休憩をいたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 3時40分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

滞納処分費において想定している滞納者数についてですが、滞納処分費の予算を想定するとき、こちらにつきましては過去3年間の徴収率等をもとに金額ベースで想定しております。何人いて、幾らぐらい滞納が発生するかということではございませんので、人数については把握しておりませんので、よろしく申し上げます。

続きまして、認定調査費が前年に比べて大きく減額になっている関係でございますが、こちらにつきましては認定調査員の会計年度任用職員制度への移行により、事務嘱託報酬等が人件費へ移った関係で減額となっております。総体的にいけますと増額の傾向でございます。

以上です。

○17番田母神節子議員 ありがとうございます。関連として、申請してから認定が下りるまでどのくらいの時間が今かかっているのでしょうか。何日ぐらいかかって認定されるかお伺いします。

○鯨井介護保険課長 お答えします。

認定申請を受け付けた段階から認定まで何日かかるかということですが、平成30年度につきましては42.3日かかっておりました。現在令和元年度につきましては、2月末現在、平均で46.4日かかっております。これにつきましては、今年度は祝日がかかなり多くて認定審査会が開けなかった、それが影響しているものと、年度後半につきまして申請件数が、一定の件数が毎月出てくれば計画的にこなせるのですが、波がございまして、ある時期については認定申請が少ない関係で、件数が足りずに認定審査会を開けない状況もありましたので、伸びております。

以上です。

○17番田母神節子議員 認定を受ける人にしてみれば、切羽詰まってという状況で申請しているわけなので、できるだけ1か月、最低1か月ぐらいに認定が出るような方法を取っていただけないか、その辺は予算との関係があるのか、どうなのでしょう、お願いします。

○鯨井介護保険課長 お答えします。

令和2年度におきましては、この遅れを解消するため、熊谷、深谷、寄居地域以外の病院に入院され、県南だとかあちこちに入院されている方への調査が必要な場合に、組合の調査員がそこまで行っていますと時間等かかりますので、予算のほうお認めいただければ、令和2年度から約200件、これを委託しまして、200件分、移動距離も少なく、効率的に認定調査が進められますので、認定期間の遅れの解消につながるものとして今後予定しておりますので、よろしくをお願いします。

○須永宣延議長 ほかに。

○3番閑野高広議員 議案第1号、3款衛生費について、大きく3点、順次説明をお願いしたいと思います。

まず1点目が、清掃総務費、管理運営経費の工事請負費についてなのですが、本年度の当初予算と比べると7,000万円増額になっております。それは可燃物処理施設3センターの施設補修費等で増減を見込んでいるということなのですが、この7,000万円の主な使途について教えていただきたいと思いますが。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの閑野議員の御質疑についてお答えをいたします。

平成25年度から行ってきた大規模修繕である基幹改良工事というのは、二酸化炭素の排出抑制をすることをまず目的としております国からの交付金ということで、基幹的な部分の工事を中心に行いました。交付金の対象にならない部分については、基幹改良工事の設計当時、補修が必要な部分のみ工事を行っております。そのため交付金の対象とならない部分で今現在工事が必要な部分として、例えばごみ投入ホッパーの更新工事とか耐火物の補修工事、そういうもろもろのものを含めて工事を来年度する予定となっております。

以上でございます。

○3番閑野高広議員 すみません、2点目です。

次期処理施設建設準備事業、先ほど質問も出ておりましたが、委託時期と委託の選定方法については先ほどの質問で分かったのですが、この1,400万円という金額はコンサルタントに委託のお金を見込んでいるということの説明がありましたが、この1,400万円というのほどのような積算でこの1,400万円が積み上げられたのかについて御説明いただければと思います。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 閑野議員さんのただいまの質疑にお答えいたします。

委託料でございますが、本年度1,400万円で、今回、令和3年度1,500万円、合わせて2,900万円という数字を出しております。コンサルティング会社のほうに複数者見積りを依頼いたしまして、その中で人件費等を含めた形で出てきた数字となっております。

以上でございます。

○3番閑野高広議員 事前にそのようなことだという事はよく分かったのですが、その際の基本構想の策定に当たっての条件設定といいますか、要件はどのように説明されてこの予算書の見積りとなったのでしょうか。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの閑野議員さんの質疑にお答えいたします。

積算の内容としては、基本的には年5回、2年間で合わせて10回の基本構想検討委員会の開催を予定していますので、アドバイス等を頂く、あとは各種資料を含めて、コンサルタントは全国の情報を持っていますので、情報に基づく資料作成、そういう部分を積算しております。また、検討委員会以外に部会を検討しておりますので、技術的なものの根拠となる資料、例えばストーカ炉がいいのかなど、もしくは、建設地の候補地としてどこがいいのか、そういうもろもろの要件等を含めて、調査をしたり、コンサルタントとしてアドバイスをいただきたいと考えております。

以上でございます。

○3番閑野高広議員 ありがとうございます。また次の、この後の議案第17号にも関わってくる話になるのではないかなと思います。ありがとうございます。

最後、3点目なのですが、熊谷衛生センター、深谷清掃センター、江南清掃センターで管理運営委託料、保守委託料等が増額と先ほど来話が出ていますけれども、どういう内容のものが増額になったかというのはよく分かったのですが、熊谷、深谷、江南も基幹改良工事をやって、外見は昔の建屋のままですが、中のプラント等は新しいものに生まれ変わっているという背景がある中で、この管理運営委託料というのは、老朽化した施設を運転していくという意味での増額というのは理屈として分かるのですけれども、その辺が新しいものになって、さらにこの委託料がアップされているという、ここのこの理屈というのほどのように捉えればいいのかということについて、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 運転管理の増の主な原因ですが、まず1つは人件費の増がございます。3年前と比べまして人件費というものが、これは建築保全業務積算要領の単価を使っているのですけれども、そこの単価の人件費が大きく増えております。算定基礎を人件費といたし

まして間接経費を算定いたしますので、結局その人件費が上がりますと、間接経費そのものが大きく跳ね上がってしまうという状況です。あとは、金額が大きいものですから、どうしても今回消費税が8%から10%に上がった2%の部分で結構大きく増額になっております。

以上でございます。

○3番閑野高広議員 ありがとうございます。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより9件を順次採決いたします。

議案第1号 令和2年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 令和2年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 令和2年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 令和2年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 令和2年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案の

とおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 令和2年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 令和2年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 令和2年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次、議案第9号 令和2年度大里広域市町村圏組合低所得者保険料軽減の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

△議案第10号 令和元年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和元年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算
（第2号）

○須永宣延議長 次、日程第5、議案第10号 令和元年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第11号 令和元年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

2件について提案者の説明を求めます。

○栗原事務局長 ただいま議題となりました議案第10号及び議案第11号について、順次御説明申し上げます。

げます。

初めに、一般会計補正予算から申し上げますので、資料ナンバー 3、一般会計補正予算書の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。議案第10号 令和元年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億3,827万1,000円を追加し、総額を38億6,920万2,000円とするものでございます。

2 ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入では、4 款繰越金を補正するものでございます。

3 ページに参りまして、歳出では 3 款衛生費を補正するものでございます。

次に、内容について、歳出から御説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目清掃総務費、事業名、管理運営経費の25節積立金は、前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、補正するものでございます。

次に、歳入について申し上げますので、6 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目 1 節繰越金は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を追加するものでございます。

議案第10号は、以上でございます。

続きまして、介護保険特別会計について御説明いたしますので、資料ナンバー 4、特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第11号 令和元年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ12億604万7,000円を追加し、総額を311億6,404万8,000円とするものでございます。

2 ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」のうち歳入ですが、2 款分担金及び負担金、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款繰入金及び 8 款繰越金を補正するものでございます。

3 ページに参りまして、歳出では 2 款保険給付費、4 款基金積立金及び 5 款諸支出金を補正するものでございます。

次に、内容につきまして、歳出から御説明いたしますので、13 ページをお願いいたします。2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費及びその下の 3 目施設介護サービス給付費は、当初の見込みより給付額が増えたため、増額補正するものでございます。

14 ページをお願いいたします。4 款 1 項基金積立金、1 目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業の25節積立金、基金積立金は、昨年度の繰越金を初め国の災害臨時特例補助金、特別調整交付金等を準備基金へ積み立てるものでございます。

15 ページをお願いいたします。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目、事業名、償還金、23 節償還金、利子及び割引料の返納金は、平成30年度の保険給付費等が確定したことに伴う市町負担金

の返納に要する経費を追加するものでございます。

16ページをお願いします。2項1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者負担軽減支援事業、19節負担金、補助及び交付金の負担金は、原発警戒区域等からの避難者の介護保険サービス利用時に係る自己負担額を減免する国庫補助事業でございます。

次に、歳入について申し上げます。前にお戻りをいただき、6ページをお願いいたします。2款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護保険負担金、2節過年度分及び4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）、2節過年度分は、平成30年度のそれぞれの決算確定に伴い、市町負担金の不足額を補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分は、先ほど歳出で御説明いたしました保険給付費の増額分に係る国庫負担金を補正するものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、同じく保険給付費の増額分及び原発警戒区域等からの避難者に係る減免措置分を受け入れるものでございます。

その下の4目介護保険災害臨時特例補助金は、原発警戒区域等からの避難者に係る保険料やサービス利用時に係る自己負担額の減免分を受け入れるものでございます。

その下の5目保険者機能強化推進交付金は、自立支援、重度化防止等に関する取組みを支援するため、地域支援事業の実績や第1号被保険者数に応じ定額で交付されるもので、今年1月の支給額の決定を受け、補正するものでございます。

9ページをお願いします。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分は、保険給付費の増額分に係る支払基金交付金を補正するものでございます。

10ページをお願いします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分も、同じく保険給付費の増額分に係る県負担金を補正するものでございます。

11ページをお願いします。7款繰入金、1項基金繰入金、1目1節介護保険給付費準備基金繰入金は、保険給付費の増額に伴い、国庫負担金、県負担金等の額を除いた不足分を基金から繰り入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。8款1項1目1節繰越金は、市町負担金返納金の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

議案第11号は、以上でございます。

以上で議案第10号及び議案第11号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

○7番大山美智子議員 資料ナンバー4のページ7です。議案第11号をお願いします。

国庫補助金の関係ですけれども、介護保険災害臨時特例補助金と、その下の保険者機能強化推進交付金ですけれども、それぞれの交付目的、先ほどもお示しいただきましたが、もう一度お願いします。交付目的と、また実際の交付内容についてお願いしたいのですけれども。

それと、補正前は金額ゼロでしたけれども、確定したのでということでお話があったのですが、こういうものというのは、予算はもともと立てないものなのですか。

それともう一個、ページ7でお願いします。原発の関係でも先ほど御説明があったのですけれども、原発の関係の支援についても予算はゼロにしてあったのですけれども、そこら辺をお願いします。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

初めに、介護保険災害臨時特例補助金の交付目的ですが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、特定被災区域から避難された被保険者の保険料及びサービス利用負担額の軽減を図るものでございます。減免額の8割または6割が補助金として交付されるものでございます。

交付内容ですが、介護保険料の減免については対象人数は8名、補助金額51万7,000円、またサービス利用負担額の減免につきましては、対象人数は1名、補助金額は20万2,000円となっており、どちらも減免額と補助金との差額は国の特別調整交付金として交付されますので、全額が国から交付されます。こちらのものにつきましては、減免というのは申請があって初めて減免をいたします。それに基づいて国に補助金の申請をしますので、減免申請がないことも考えられますから、当初予算としてはゼロで予算をつくっております。

続きまして、保険者機能強化推進交付金の交付目的は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町の取組を支援し、一層の推進を図るために交付されるものでございます。交付内容につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する様々な取組の達成状況に関しまして評価指標を国が設定し、評価の合計点数に構成市町の第1号被保険者数の合計を乗じまして算出されます。国の予算190億円が全国の市町村に配分されます。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 ありがとうございます。原発の関係では、福島からこちらにいらしている方が8名でしたね。8名というお話だったのですけれども、この方というのは、もう何年もたっているんで、8人の方がいらっしゃるということは前もって分かっているのかなと思うのですけれども、申請書類なんかについても事前にその方に交付してあるということなのですか。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

こちらで把握している方につきましては、全て通知等を出して、申請するように啓発を行っております。

以上です。

○7番大山美智子議員 もう一点、すみません。その8人の方は熊谷とか寄居で何人、御家族とか何か、その辺をお願いします。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

令和元年度の減免された方の申請分につきまして申し上げますと、熊谷市6名、深谷市は2名でございます。

以上です。

○7番大山美智子議員 了解です。

○須永宣延議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第10号 令和元年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次、議案第11号 令和元年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

-
- △議案第12号 大里広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例
 - 議案第13号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
 - 議案第14号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第15号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第16号 大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
 - 議案第17号 大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例

○須永宣延議長 次、日程第6、議案第12号 大里広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例から議案第17号 大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例まで、以上6件を一括議題といたします。

6件について提案者の説明を求めます。

○栗原事務局長 ただいま議題となりました議案第12号から議案第17号までについて、順次御説明申し上げます。

初めに、議案第12号 大里広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例について御説明いたします。資料ナンバー5、表紙に第1回定例会議案とあります議案書の1ページを御覧いただきたいと存じます。また、資料ナンバー6、第1回定例会参考資料の29ページが条例案新旧対照表になりますので、併せて御参照いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨につきまして申し上げます。清掃事業につきまして、3施設4工場の可燃物処理施設における長寿命化事業による延命期間後の施設整備につきまして、令和2年度から順次、基本構想の策定、施設の設計、環境影響調査など必要な事務を進めていく予定でございます。これら事務量の増加に伴いまして、担当する職員を増員する必要があることから、組合職員の定数を改めたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の内容についてですが、第2条第1号の改正規定は、管理者の補助職員に係る定数を現行の「45人」から「52人」に改めるものでございます。

次に、附則についてですが、この条例の施行の日を令和2年4月1日からと定めるものでございます。

議案第12号は、以上でございます。

続きまして、議案第13号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、議案第16号の大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例と関連がございますので、2件を一括して御説明申し上げます。

資料ナンバーの5、議案書の2ページ、3ページが議案第13号、6ページが議案第16号となります。また、資料ナンバー6、参考資料の30ページから34ページまでが会計年度任用職員制度の概要及び条例案新旧対照表でございます。

議案第13号及び議案第16号は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月から導入される会計年度任用職員についての報酬、費用弁償、給料及び手当に関して必要な事項を定めるとともに、関係条例について規定の整備を行うものでございます。

説明の順序といたしまして、恐れ入りますが、初めに資料ナンバー6の参考資料により会計年度任用職員制度の概要を御説明申し上げまして、その後、資料ナンバー5の議案書につきまして、議案第16号、議案第13号の順に御説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料ナンバー6、参考資料の30ページをお願いいたします。Iの地方公務員法及び地

方自治法の一部改正の内容でございますが、現行の臨時、非常勤職員につきましては、その数が年々増加する中、地方行政の重要な担い手となっているにもかかわらず、任用根拠が曖昧なことから守秘義務等の服務規律が課されているのかが不明確となっており、また常勤職員との給与等の待遇格差も指摘されてきたことから、今回の一部改正により、一般職非常勤職員の任用制度を整備するとともに、期末手当の支給が可能となるよう給付規定の整備が行われたところでございます。

この会計年度任用職員でございますが、「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」でございまして、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間より短いパートタイム会計年度任用職員と、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間と同一のフルタイム会計年度任用職員の2種類がございます。本組合におきましては、このうち、当面パートタイム会計年度任用職員のみ任用を予定しておりますが、いずれの会計年度任用職員においても能力の実証を経た上で再度の任用が可能であるほか、身分は一般職であることから、守秘義務や政治的行為の制限など資料記載の各種の服務規律が課されるとともに、分限処分や懲戒処分の対象にもなるものでございます。

また、営利企業等の従事制限、いわゆる兼業禁止につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対しては適用されないほか、会計年度任用職員に支給される給付につきましては、パートタイム会計年度任用職員には報酬、費用弁償及び期末手当が、フルタイム会計年度任用職員には給料、旅費、期末手当のほか、退職手当を含む一定の手当が支給されるものでございます。

31ページに参りまして、Ⅱの大里広域市町村圏組合における会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当についてでございますが、現行、本組合の非常勤嘱託職員及び臨時職員の報酬や賃金の支給等は熊谷市の諸規定に基づいて行っておりますので、会計年度任用職員制度への移行後についても熊谷市と同様に取扱うことといたしました。

1の報酬についてでございますが、現行の非常勤嘱託職員及び臨時職員につきましては、事務嘱託職員が月額13万4,800円、事務補助職員が1時間当たり940円など、職種ごとに定額としております。会計年度任用職員への移行後は、常勤職員に適用している給料表と同様の報酬等基準額表を適用して報酬の基本額を算出し、これに地域手当に相当する額を加えた額を報酬額とするものでございます。この報酬等基準額表につきましては、非常勤職員としての職務内容や責任の度を考慮し、一定の上限額を設けることとし、標準的な事務に従事する者につきましては常勤職員の大学卒の初任給基準額である18万8,700円を、また知識経験を必要とする職務を行う者につきましては行政職給料表1級の最高号給の給料月額範囲内である24万7,600円を上限額とするものでございます。

報酬等基準額表を用いた報酬の基本額の具体的な算出方法については、月額及び時間額ごとにそれぞれ資料に記載の計算方法によることとなりますが、1週間当たりの勤務時間が29時間である月額職の事務嘱託職員の例で算出いたしますと、資料に記載のとおり、報酬等基準額表の月額に、その者の勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除した数値を乗じて得た額に、地域手当相当分の3%を加えて、月額14万5,456円となります。

なお、常勤職員に適用される給料表が給与改定等により変更となった場合には、この報酬等基準額表も常勤職員と同様に変更となるものでございます。

32ページに参りまして、調整額の加算についてでございますが、会計年度任用職員の中には、標準的な事務に従事する事務嘱託職員のほか、介護認定調査員など一定の資格を持って職務に従事する者もでございます。こうした職務の複雑、困難または責任の度などを適切に報酬の額に反映させるため、一定の額を調整額として、報酬の基本額に加算して支給するものでございます。資料に記載のとおり、月額報酬を受ける者にあつては4,000円から6万円までの額を、時間額の報酬を受ける者にあつては50円から250円までの額を、それぞれ職務の複雑、困難、責任の度等に応じて加算して支給するものでございます。

なお、この調整額につきましても上限額を設けることとしておりまして、加算して支給することができる額は、国家公務員に準拠して、報酬基本額の25%の範囲内とするものでございます。

次に、2の費用弁償でございますが、通勤手当に相当する費用弁償について、月額により報酬を受ける会計年度任用職員については常勤職員に支給される額との権衡を考慮した額を、時間額により報酬を受ける会計年度任用職員については別に定める額として、1日につき100円を通勤回数に応じて支給するものでございます。

次に、3の期末手当についてでございますが、6月以上の任期で任用された会計年度任用職員で、1週間当たりの勤務時間が29時間以上である者のうち、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給することとし、常勤職員に支給されている期末手当の割合と同じ割合の2.6月分の支給を念頭に支給割合を段階的に引き上げることといたしまして、令和2年度は年間で0.9月分を、令和3年度は年間で1.8月分を、令和4年度以降は年間で2.6月分を支給するものでございます。

次に、議案書について御説明いたしますので、資料ナンバー5の6ページをお願いいたします。議案第16号 大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例について申し上げます。

第1条は、趣旨規定でございますが、この条例がどのようなことについて規定するかを要約して規定したものでございます。

次に、第2条は、本組合の会計年度任用職員の報酬、費用弁償等に関しては、熊谷市会計年度任用職員の報酬、費用弁償等に関する条例の例によると規定をいたしまして、熊谷市の会計年度任用職員の制度と同じように取り扱うことを定めたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行の日を令和2年4月1日からと規定するものでございます。

続きまして、議案第13号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げますので、前にお戻りをいただき、議案書の2ページをお願いいたします。また、資料ナンバー6の33ページ、34ページが条例案新旧対照表となり

ますので、併せて御参照いただきたいと思います。

この条例は、3件の関係条例の規定の整備を行うものでございます。

第1条は、大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で、第4条に加える新しい4項は、会計年度任用職員の分限休職期間について、心身の故障の場合及び刑事事件で起訴された場合のいずれの場合においても、最長で任期の範囲内までの期間とすることを規定したものでございます。

次に、第2条は、大里広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正で、第3条の改正規定は、パートタイム会計年度任用職員が懲戒処分として減給処分となった場合には、地域手当に相当する額を除いた報酬額を減給処分の対象とすることを規定したものでございます。

次に、3ページの第3条は、大里広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、第1条の改正規定で地方公務員法の略称規定を置きまして、第3条の改正規定は、公表の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加えることを規定するものでございます。

次に、附則についてですが、この条例の施行日を令和2年4月1日からと規定するものでございます。

議案第13号及び議案第16号は、以上でございます。

続きまして、議案第14号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、資料ナンバーの5、議案書の4ページをお願いいたします。また、資料ナンバー6、参考資料の35ページが条例案新旧対照表となりますので、併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨につきまして申し上げます。この条例は、ごみ処理施設整備基本構想の策定及び新たなごみ処理施設の整備に関し、管理者の諮問に応じ、調査及び検討を行うため、新たに設置するごみ処理施設整備基本構想検討委員会を執行機関の附属機関として位置づけ、また同委員会委員に係る報酬の範囲を定めたいので、提案するものでございます。

次に、改正の内容についてですが、6行目からの第3条第3項の改正規定は同委員会委員に係る報酬額の上限を規定するもので、その上限額は1万8,000円とするものでございます。

次に、別表の改正規定は、附属機関を掲げた別表に、組織の名称と職務を追加するものでございます。

次に、附則についてですが、この条例の施行の日を令和2年4月1日からと定めるものでございます。

議案第14号は、以上でございます。

続きまして、議案第15号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、資料ナンバー5、議案書の5ページをお願いいたします。併せて、資料ナンバー6、参考資料の36ページ、37ページを御参照いただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨、内容につきまして、資料ナンバー 6、37ページの参考資料により御説明させていただきます、その後、議案書につきまして御説明させていただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨についてですが、平成27年4月から消費税による公費を投入して、所得段階が第1段階にある者について保険料軽減の措置を一部実施しているところですが、令和元年10月の消費税率引上げに併せて、所得段階が第1段階から第3段階までにある者についてさらに軽減強化が図られたところでございます。

令和元年度の軽減措置は半年相当分でしたので、年度で平準化して保険料を算定しておりましたが、令和2年度は満年度化を図り、通年で軽減措置が適用となりますことから、今回改定を行うものでございます。

資料の表中、左から2つ目の列が平成30年度の保険料とその軽減割合で、その右の列が、半年相当分が軽減され、年度で平準化した令和元年度の年間保険料とその軽減割合で、現行のものでございます。その右になります、一番右となりますが、改正後の令和2年度のもので、第1段階が年額1万9,800円、現行から4,950円の軽減、第2段階が年額2万9,700円、同じく8,250円の軽減、第3段階が年額4万6,200円、同じく1,650円の軽減となります。

次に、議案書について御説明いたしますので、資料ナンバーの5、議案書の5ページをお願いいたします。

5行目からの第3条の改正規定でございますが、元号の改正を行うとともに、第2項の改正が第1段階、第3項の改正が第2段階、第4項の改正が第3段階について、それぞれ保険料の改定を行うものでございます。

次に、附則でございますが、第1条はこの条例の施行の日を「規則で定める日」とし、規則に委任するものでございます。今回の軽減の対象や軽減率につきましては、既に国から示されておりますが、今後の政令の公布により確定となりますので、政令が公布された後、速やかにこの一部改正条例を施行できるよう、この条例の施行日を規則に委任したものでございます。

附則第2条は、改正後の保険料の適用に関する経過措置でございます。

議案第15号は、以上でございます。

続きまして、議案第17号 大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例について御説明いたしますので、資料ナンバー5、議案書の7ページから9ページまでを御覧いただきたいと存じます。

この条例は、ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を設置したいので、提出するものでございます。

第1条は、趣旨規定でございますが、この条例で定めることを要約して規定したものでございます。

第2条は、所掌事務でございますが、先ほど議案第14号で御説明申し上げました執行機関の附属

機関に関する条例の一部改正で、別表に掲げた同委員会の職務と同一のものでございます。

第3条は、組織に関する規定で、委員は学識経験者、組合議会議員、住民組織を代表する者などを考慮し、委員12人以内で組織することとしたところでございます。

第4条は委員の任期について、第5条は会長及び副会長について、それぞれ規定するものでございます。

8ページに参りまして、第6条は会議について規定するもので、同条第4項では関係者に対する意見の聴取、資料の提出などについて規定するものでございます。

第7条は、専門部会に関する規定で、専門事項の調査研究のために置くことを規定しております。

第8条は、委員に対する守秘義務を定めた規定でございます。

第9条は、委員会の運営に関する委任規定でございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行の日を令和2年4月1日からと定めるものでございます。

議案第17号は、以上でございます。

以上で、議案第12号から議案第17号までの説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○須永宣延議長 以上で提案者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 4時36分 休 憩

午後 4時53分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

△会議時間の延長

○須永宣延議長 お諮りいたします。

会議時間を午後6時まで延長したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議なしと認めます。

したがって、会議時間を午後6時まで延長することに決定いたしました。

○須永宣延議長 これより6件に対する質疑に入ります。

○7番大山美智子議員 大山でございます。お願いします。

最初に、議案第12号です。資料ナンバー5のページ1になります。正職員の方を45人から52人にするということなのですけれども、現在の市町別の人数と、また7人の方が増えるということですから

けれども、その7人の方の市町別の人数についてお願いいたします。

○小嶋事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

現在の常勤職員の市町別人数につきましては、熊谷市からの派遣が22名、深谷市からの派遣が15名、寄居町からの派遣が4名、組合職員が2名の合計43名となっております。令和2年度につきましては、熊谷市から2名、深谷市から1名、3名の増員を予定しております。

なお、次年度以降につきましては、そのときの人口の按分によりまして増員を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 そうしますと、3人増えるということで、52人というのは上限の人数ということで考えてよろしいのでしょうか。

○小嶋事務局次長兼総務課長 7人の増員ということで、将来的には課長、副課長、技師2名、事務職3名を想定しまして7人の増としてございます。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 ほかの市町でもそうですけれども、正職員を減らすようなことでなっているのですけれども、それでは増員をするということですので、なるべく早く上限の7人でできるようにぜひ努力をお願いしたいと思います。

次、13号なのですけれども、資料ナンバー6の30ページです。一部改正の条例ですけれども、先ほど広域の会計年度の関係を、パートタイムの方だけを今回は採用するということがありましたが、(2)なのですけれども、パートの方でなくて、フルタイムの会計年度職員の方についてちょっとお聞きします。1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間と同一の時間であることというふうに条件がなっているのですけれども、時間が同一であるのならば、常勤とフルタイムというのは、今回は採用はありませんけれども、何が違うのかということ、まず2点お願いします。

(3)の再度の任用については、能力の実証を経た上で可能というふうにあるのですけれども、どのように実証をするのかお願いします。

それから、3点目ですけれども、(5)の服務及び分限、懲戒で、服務に反したというのは、そういう判断というのはどこですのかお願いいたします。

○小嶋事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

常勤職員とは、従事する業務の性質が、相当の期間任用される職員をつけるべき業務に従事する職員となり、会計年度任用職員につきましてはあくまで1会計年度の任用となる職員ということとなります。先ほど申しあげましたように、組合では今のところパートタイムの会計年度任用職員を任用し、フルタイムについては任用の予定はございません。

続きまして、「能力の実証を経た」ということでお答えしますと、人事評価を行う予定となっております。

ざいます。その人事評価の結果をもちまして、再度の任用の際に必要な能力の実証の判断材料として活用をしてみたいと考えてございます。

3点目の服務に反したという判断はどこであるのかということですが、構成市町の基準や過去の事例に照らしまして、人事を担当します総務課で処分の検討をしまして実施をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 再度の任用の関係については、実証というのは、人事評価をするというお話だったので、人事評価というのは誰がどのような形でしますか。

○小嶋事務局次長兼総務課長 今のところ、所属長が人事評価をやる予定となっております。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 所属長というのは課長のことですか。どなたですか。お願いします。

○小嶋事務局次長兼総務課長 お答えいたします。

課長ということになります。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 続いて、すみません、議案第14号についてお願いします。執行機関の附属機関に関する条例の一部改正ですが、資料ナンバーが5、ページ4ですが、2点お願いします。

これまでごみ処理に関する検討というのは、どこで、どういった会議でされてきたのか。

2点目ですが、報酬額が提案されているわけですが、正式な委員会にこの会を位置づけるということによろしいのか、お願いします。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの大山議員さんのごみ処理に関する検討等はどこで行ってきたのか、またごみ処理施設設備基本構想検討委員会の位置づけに関する質疑につきましてお答えいたします。

これまでは組合、構成市町の担当課長で構成いたします清掃担当課長会議において、今後のごみ発生量の推計や他組合の状況について研究をしてみました。また、新たに立ち上げますごみ処理施設整備基本構想検討委員会では、専門家の意見や外部の第三者の意見を取り入れたいと考えておりますことから、正式に附属機関の一つとして位置づけをしたいと考えております。

以上でございます。

○7番大山美智子議員 了解です。

○17番田母神節子議員 何点か質問させていただきます。

最初に、議案第15号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例で、資料ナンバー5で5ページ及び資料ナンバー6の37ページで、低所得者に関する軽減が強化されるということは大変よかったなというふうに思います。そこで軽減の影響なのですが、1階層が4,950円、2階層

が8,250円、3階層が1,650円ということで、人数的には全体で3万622人、額では3億6,436万9,000円というふうに出ているわけなのですが、この階層別で人数と額が分かっただけならお願いしたいと思いません。

○鯨井介護保険課長 お答えいたします。

改正による影響についてですが、第7期事業計画では、第1段階が1万7,867人、第2段階が6,548人、第3段階が6,207人、全体で3万622人で、全体の28.4%でございます。

金額の影響についてですが、第1段階が2億3,584万4,000円、第2段階が1億804万2,000円、第3段階が2,048万3,000円です。

以上です。

○17番田母神節子議員 次に、議案第16号 大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償、時給940円で、通勤手当は1日につき100円ということなのですが、今働く人たちが、時給を行く行くは1,500円で、当面1,000円にという目標を掲げてやっているわけなのですが、この940円の根拠についてと、通勤手当が1日100円。ゼロではないといえば、手当がついているということなのですが、この100円というその根拠について、2点お願いします。

○須永宣延議長 暫時休憩いたします。

午後 5時04分 休 憩

午後 5時07分 再 開

○須永宣延議長 休憩中の会議を再開いたします。

○小嶋事務局次長兼総務課長 それでは、お答えいたします。

時間額については、一般の嘱託職員の時間で割り返した数字となっております。

それから、100円の費用弁償につきましては、熊谷市の例によるものでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○17番田母神節子議員 早く決まって、1,000円に近づけるような方向でやっていただきたいと思いますが、嘱託の人と時間給をならしたらこうなったという、そういうことのようなので、了承しました。

17号のごみ処理整備基本構想検討委員会条例で、これは2年間という期限のようですが、2年間の中で策定したらこの委員会は解散するという、そういうことなのでしょうか。

それと、12名の構成になっておりますけれども、学識経験者とか4つの分類がありますけれども、その配分人数についてお願いします。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまの田母神議員さんの基本構想検討委員会の期限及び構成に関する質疑にお答えいたします。

基本構想は、2年間で策定をいたしますことから、委員の任期を2年ということといたしました。2年間で策定をいたしますので、そこで一旦解散という形になります。

また、構成でございますが、専門的な知識を持つ大学教授、埼玉県の専門職員など学識経験者を3名、本組合議会議員さんの中から構成市町ごとに1名ずつの計3名、構成市町から自治会、区会の代表者の方を1名ずつの計3名、構成市町の環境関係の実務を直接執り行っている部門の環境担当部課長1名ずつの計3名、総勢12名で構成したいと考えております。

以上でございます。

○17番田母神節子議員 そうしますと、この基本構想検討委員会が2年間で構想ができたということで解散になりますが、その後の委員さんたちについても、12人が、これができたら解散という、そういう状況になるのでしょうか。委員会としてつながっていくのか。お願いします。

○本堂業務課長兼熊谷衛生センター所長 新炉の建設に向けましては、長寿命化の延命化期間、それが恐らく延命化効果が薄れてくるだろうと思われる令和11年度頃、そういうものを目安に進めております。そこから逆算をしていきますと、基本構想というのはあくまでも大里広域圏域のこれからのごみ処理の在り方がどうなっていくのかという基本構想を定めるものでして、建物とかそういうものについては、また基本設計という形になります。そういうことで、つくるものが違いますので、その都度、例えば外部の第三者の意見が必要な場合には委員会を組み立てるとか、そういう形で進めていければと考えております。ただ、現状ではあくまでも基本構想としては2年間の委員会を委任するという形でしか決まっております。

以上でございます。

○17番田母神節子議員 終わります。

○須永宣延議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより6件を順次採決いたします。

議案第12号 大里広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次、議案第13号 大里広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 大里広域市町村圏組合執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次、議案第15号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次、議案第16号 大里広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次、議案第17号 大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

△議案第18号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について

○須永宣延議長 次、日程第7、議案第18号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案を議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○須永宣延議長 本案について管理者の説明を求めます。

○富岡 清管理者 それでは、御説明を申し上げます。資料ナンバー7、議案第18号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本組合監査委員であります橋本泰久氏は、本年3月31日をもちまして任期が満了となりますので、新たに三澤欣一氏を監査委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。

三澤氏は、熊谷市下奈良にお住まいの67歳でございます。昭和50年4月に関東信越国税局に入職され、人事第二課長、徴収部長を歴任後、平成25年7月に退職、平成29年9月から三澤欣一税理士事務所を開設され、現在に至っております。

なお、先日の熊谷市議会において、熊谷市監査委員選任の同意を頂いております。

何とぞ議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

以上です。

○須永宣延議長 以上で管理者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議ございませんので、討論を省略することに決定いたしました。

これより本案を採決いたします。

議案第18号 大里広域市町村圏組合監査委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第18号は同意することに決定いたしました。

△議案第19号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

○須永宣延議長 次、日程第8、議案第19号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてから、議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

職員が議案を配付いたします。

〔議案配付〕

○須永宣延議長 3件について管理者の説明を求めます。

○富岡 清管理者 資料ナンバー8、議案第19号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員であります林武一氏は、本年3月31日をもって任期が満了となります

ので、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。林氏は林法律事務所の弁護士でございまして、本組合公平委員会委員として平成16年4月から現在に至っております。

続きまして、議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明を申し上げます。

本組合公平委員会委員であります中澤実氏は、本年3月31日をもちまして任期が満了となりますので、引き続き同人を公平委員会委員に選任いたしたく、本案を提案するものであります。中澤氏は、熊谷商工会議所の副会頭などを歴任され、本組合公平委員会委員として平成23年7月から現在に至っております。

続きまして、議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

本組合公平委員会委員であります奥田忠男氏は、本年3月31日をもちまして任期が満了となりますので、新たに関口恒雄氏を公平委員会委員に選任いたしたく本案を提案するものであります。関口氏は、熊谷市上奈良にお住まいの57歳でございます。平成25年に日立金属労働組合熊谷支部の支部長に就任し、平成28年からは連合埼玉熊谷・深谷・寄居地域協議会議長を務められている方で、令和元年12月から熊谷市公平委員会委員を務められております。

何とぞ議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

以上です。

○須永宣延議長 以上で管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。3件は人事案件でありますので、討論を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須永宣延議長 御異議ございませんので、討論を省略することに決定いたしました。

これより3件を順次採決いたします。

議案第19号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第19号は同意することに決定いたしました。

次、議案第20号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第20号は同意することに決定いたしました。

次、議案第21号 大里広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○須永宣延議長 起立全員であります。

したがって、議案第21号は同意することに決定いたしました。

△一般質問

○須永宣延議長 次、日程第9、一般質問。

このことについて、11番、中矢寿子議員より一般質問の通告がなされております。

これより一般質問を行います。

なお、質問は自席にて行い、再質問からは一問一答方式ですので、よろしく願いいたします。

11番、中矢寿子議員の一般質問を許可いたします。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。お疲れのところ、申し訳ありません。議長のお許しをいただき、一般質問させていただきます。議席番号11番、中矢寿子です。

持続可能な開発目標、SDGsが2015年に国連サミットで採択され、先進国、途上国の政府を初め、民間企業やNGOなどが2030年を期限とし、実現に向けて取組を開始しました。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指しています。17の目標と169の達成基準が示されております。

先日、SDGsができた背景についてお聞きしましたが、地球が悲鳴を上げているといった状況の中でSDGsができたということでした。地球温暖化によるダメージは、既に地球が2.5個なければ持ちこたえられないほどの状態になっているそうです。平成27年、国連サミットの安倍総理のスピーチの中で、持続可能な環境、社会づくりの実現に向け一層の努力と、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを初め、循環型社会の知見や取組を世界で共有するといった決意がありました。また、昨年のSDGsサミットでは、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくりが実現の鍵であり、循環、共生型社会の構築に向けた取組で環境と成長の好循環をつくと訴えておりました。

質問1、持続可能な地球社会を考える上で、SDGs達成に向けた対策についてお聞きいたします。

(1)、CO₂排出量の削減に対する計画は策定しているのか。

アとして、ごみ焼却場等の長寿命化計画を策定され、順次計画に合わせて修繕等が行われている。地球温暖化防止を考えると、CO₂排出量の削減は喫緊の課題である。積極的な推進をすべきと思う

が、今後の目標を聞きたい。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

○栗原事務局長 中矢議員さんの御質問、SDGs達成に向けた対策についてお答えをいたします。

初めに、二酸化炭素排出量の削減に対する計画についてですが、本組合においては、平成23年3月に、ごみ処理施設長寿命化計画、平成24年1月に循環型社会形成推進地域計画をそれぞれ策定し、各ごみ焼却施設の12年間の延命化を図る基幹改良工事を実施いたしました。この工事に当たり、国からは3%以上の二酸化炭素削減を求められており、本組合では高効率機器への更新と低温触媒の導入により、燃料の使用を抑え、削減率を熊谷衛生センター第一工場では8.7%、熊谷衛生センター第二工場では7.6%、深谷清掃センターでは16.9%、江南清掃センターでは5.4%とそれぞれ見込み、工事後の実績といたしましては、熊谷衛生センター第一工場では削減率41.2%、同じく熊谷衛生センター第二工場では45.6%、深谷清掃センターでは48.5%、江南清掃センターでは45.5%と、各施設とも二酸化炭素削減に大きな成果を上げております。

次に、今後の目標でございますが、二酸化炭素をさらに削減する手段といたしましては、一層高効率の機械設備を採用することや、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーから発電する廃棄物発電が有効とされておりますことから、令和2年度からの新たな施設建設に向けた計画を策定する中でこれらも検討しながら、SDGsの目標の一つに掲げられた気候変動の具体的な対策に資するため、循環型社会の形成に向けて二酸化炭素の積極的な削減を図ってまいります。

以上でございます。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。取りあえず分かったと思います。

おおむね了解したのですが、1点確認したいのですが、要はCO₂排出量の削減に対する計画というのは特にはないということ。そして、ごみ処理施設長寿命化計画や循環型社会形成推進地域計画などの策定を行いながら、それぞれのごみ焼却施設の延命化等を図ってきた中で、CO₂の削減についてはある程度の成果を上げてきたということで理解をしていってよろしいのでしょうか。

○栗原事務局長 お答えいたします。

中矢議員さんの御指摘のとおり、長寿命化計画等に基づいて行いました基幹改良工事により、二酸化炭素削減を進め、効果を上げてきたと考えております。

また、今後の目標につきましても、新しい施設整備全体の中で一層の削減を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番中矢寿子議員 ありがとうございます。了解いたしました。ぜひこのCO₂削減に関しては、市でもしっかりとやっておりますが、この大里広域がやはり中心になっていくと思いますので、今後とも努力をしていただければと思います。

先ほどお聞きしました成果について、40%以上の50%に満たないところですが、それがどのくら

いの成果になるのかというのは私どもには分かりませんが、これからもさらなる努力を重ねていただければと思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

○須永宣延議長 以上で11番、中矢寿子議員の一般質問は終了いたしました。

△閉会の宣告

○須永宣延議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

議員各位及び管理者を初めとする関係者の皆様のおかげをもちまして、令和2年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を終了することができました。本席から厚く御礼申し上げ、閉会といたします。ありがとうございました。

午後 5時30分 閉 会